

第 号	地方税法第14条の18の規定による告知書										
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>譲渡担保財産の権利者(納税者、特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 氏 名 (名称) 様</p> <p style="text-align: right;">美唄市長 印</p> <p>下記の納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、地方税法第14条の18第1項の規定により、あなたから徴収する金額は下記のとおりです。</p>											
滞 納 者 (特別徴収 義務者)		住 所 (所在地)									
		氏 名 (名 称)									
滞 納 金 額	年 度	税 目	期別	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	督促手数料	滞納処分費	備 考	
					円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円		
上記の金額のうち徴収しようとする金額						円					
譲渡担保財産(名称・数量・性質及び所在)											
備 考											

- 注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する判決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。